

【重要事項説明書】

令和8年度

教育・保育のしおり



登米市米山こども園



## 《 目 次 》

児童憲章・登米市保育基本方針	1
1 設置運営主体	2
2 利用施設	2
3 運営方針等	2
4 開園日・教育・保育を提供する時間・休園日等	2～3
・預かり保育について	3～4
・送迎について	4
5 施設の概要	5
6 職員体制	5
7 保護者の負担	5
8 給食の提供	6
・離乳食について	6～7
・食物アレルギーの対応について	7
9 教育・保育計画	8
10 年間行事予定	8
11 健康診断等	8
12 毎日の教育・保育の流れ	9
13 利用施設と保護者の連絡	9
14 入園児に必要な書類・保護者が用意するもの	9～11
15 利用の終了に関する事項	12
16 利用に際し留意していただきたいこと	12～13
17 緊急時の対応	13
18 非常災害時の対応	13
19 児童の環境を守るための対応	14
20 教育・保育内容に関する相談・苦情	14
21 賠償責任保険の加入	14
22 個人情報の取り扱い	14
23 重要事項に対する同意	14
・その他	14

○こども園でのくすりの取り扱いについて（資料1）

○与薬依頼票＜保護者記載用＞（資料2）

○登園届について（資料3）



# 児童憲章

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。



## 登米市認定こども園教育・保育基本方針

～ 豊かな表現力と思いやりあるたくましい“とめっこ”のため ～

### 1 基本理念

子どもたち、一人一人が心身ともに健やかに育つ環境づくりに努め、豊かな人間性を育成するとともに、主体的に活動する態度や課題発見・課題解決能力などを育成し、望ましい未来を創り出す力や人間形成の基礎を築いていきます。

### 2 教育・保育方針

豊かな自然環境に恵まれた水の里と伝統文化の中で、教育と養護が一体となった教育及び保育を通して、子どもの健やかな育ちを支え、健全な心身の発達を図りながら、生きる力の基礎を育みます。

### 3 教育・保育目標

- (1) 基本的な生活習慣を養い、健康な心と体を育てます。
- (2) 集団生活を通じて、主体的に活動する態度や課題発見・課題解決能力を養い、自立共同意識や規範意識を育てます。
- (3) 身近な社会生活や地域の人々との関わりの中で社会性を養い、自然や生命にふれながら思考力を育てます。
- (4) 絵本や童話、日常の会話等に親しむことで言葉の正しい使い方を養い、相手の話を理解する力を育てます。
- (5) 音楽や身体による表現、造形等に親しむことで豊かな感性を養い、表現力を育てます。
- (6) 安全で安心できる環境を整え、子どもと職員との信頼関係を構築し、子どもが自己を発揮できるよう取り組みます。

## □1 設置運営主体

名 称	登米市	代表者氏名	登米市長 熊谷 康信
所 在 地	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1	電 話 番 号	0220-22-2111

## □2 利用施設

名 称	登米市米山こども園	所 在 地	登米市米山町西野字古館廻56番地3
電話番号	0220-55-3790 (FAX 0220-55-3790)		
利用定員	100名(1号:9人、2号・3号:91人)		
嘱託医	登米市民病院 三浦 拓人	嘱託歯科医	原歯科 原 敬
嘱託薬剤師	TUMUGU 薬局 佐藤 朋之		

## □3 運営方針等

### <教育・保育方針>

豊かな自然環境に恵まれた水の里と伝統文化の中で、教育と養護が一体となった教育及び保育を通して、子どもの健やかな育ちを支え、健全な心身の発達を図りながら、生きる力の基礎を育みます。

### <教育・保育目標>

- ・心身ともに健康で心豊かな子どもの育成

目指す子どもの姿	
1.元気に遊ぶ子ども	(1)進んで環境に関わり、十分に体を動かして遊ぶ。 (2)人の話を聞いたり、自分の考えを素直に話したりする。 (3)進んで挨拶をする。
2.心のやさしい子ども	(1)命を大切にする。 (2)身近な動植物に親しみ、いたわりの気持ちをもつ。 (3)相手を思いやる気持ちをもつ。
3.最後までがんばる子ども	(1)目標に向かってやり通す。 (2)友達と協力し、工夫して遊びを進める。 (3)自分のことは自分でしようとする。

## □4 開園日、教育・保育を提供する時間、休園日等

≪1号認定(幼稚園機能)≫

- ・月曜日～金曜日・・・9:00～13:00 (※登園時間 8:30～9:00)  
預かり保育 13:00～18:30
- ・休園日・・・土・日曜日、祝日、  
学年始休業日(新入園児:4/1～4/6、在園児:4/1～4/7)  
夏季休業日(7/21～8/25)、冬季休業日(12/24～1/7)  
学年末休業日5歳児(3/15～31)、3、4歳児(3/25～3/31)  
行事の振替等

《2号・3号認定（保育所機能）》

- ・月曜日～土曜日・・・保育短時間（8時間）利用 8：00～16：00  
保育標準時間（11時間）利用 7：30～18：30

\*土曜日については、お子さんと触れ合う時間を多くもっていただきたいということから希望保育としております。希望される方は、「土曜保育申請書」に記入し、希望週の火曜日までに提出してください。離乳食のお子さんは月曜日の9時まで提出してください。

- ・休園日・・・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

○登園時間・・・9時までです。欠席・遅刻の連絡は給食の都合上8時45分までに電話か「おがスマ」での連絡をください。

離乳食・アレルギー除去食のお子さんが欠席する場合は8時30分までに連絡をお願いします。

（米山こども園 TEL：0220-55-3790）

○新入园児の慣らし保育 ※4/7（火）入园式（新入园児）

期 間	降園時間	給 食	備 考
4/ 8（水）～4/10（金）	11：00	食べません	4/16（木）から 通常保育
4/13（月）～4/15（水）	12：00	食べます	

○1号認定 預かり保育について

降園後に家庭で保育する人がいない（保育に欠ける）場合、預かり保育が受けられます。

（1） 保育の時間・期間

こども園の保育時間終了後から午後6時30分までです。保護者が希望する時間までに、各家庭でのお迎えをお願いします。

- ・通年…月曜日から金曜日まで毎日利用する。（1年を通して利用）
- ・短期…その日の都合で利用する。（1か月10日以内）

※預かり保育がない日

- ・運動会の当日・生活発表会当日
- ・慣らし保育期間・休日・夏休み・冬休み・春休み
- ・その他園長が必要と認めた日

（2） 定員

- ・通年利用・・・園長の定めるところ
- ・短期利用・・・若干名

（3） おやつについて

- ・おやつは、こども園の午後のおやつ

（4） 準備していただく物

- ・午睡用幼児布団・・・掛布団・敷布団（カバーをかけてください。）
- ・季節に応じてタオルケットなど
- ・パジャマ、パジャマを入れる袋

(5) 預かり保育開始について

- 新入園児は 4月16日(木)から
- 在園児は 4月 9日(木)から



○ 送迎について

- \* お子さんの送迎は、家庭で責任をもって行ってください。なお、ご家族であっても未成年による送迎はお断りしています。
- \* 家族の人以外の方が迎えに来る時や、いつもの時間より遅れる時は、**必ずこども園に連絡**をお願いします。(身分証明の提示をお願いする場合があります。)
- \* 通院や家庭の都合で **11時まで**に登園できない時は、給食は出せませんので、**昼食を済ませてから登園**させてください。
- \* 保護者駐車場(園舎南側)の門は、午前9時から午後3時30分までは施錠しています。それ以外の時間に来園される場合は、インターフォンを鳴らしてから職員駐車場側の西門からお入りください。
- \* 3歳未満児クラスのお子さんは登園時におむつの汚れを確認し、汚れている場合は取り替えてから保育教諭等へ引き渡してください。
- \* 送迎時は必ず職員に声をかけ、登園・降園した(する)ことをお知らせください。また、お子さんと手をつなぎ、安全確保にご協力ください。
- \* テラスは土足厳禁となっておりますが、雨や雪などでテラスが濡れているときは、靴のままテラスに上がっていただき、玄関入口で靴を脱いでからお入りください。その際、靴は玄関入口には置かず、玄関ホール内の下駄箱に置いてください。
- \* 家庭でのけがなどがあった場合は発生状況や状態、通院の有無をお知らせください。
- \* 登降園する際は必ず正面玄関から入っていただき、事務室前に置いてある“登降園打刻システム”のタブレットで登降園時刻の打刻をお願いします。

## □5 施設の概要

敷 地	4413.86 m <sup>2</sup>
建 物	鉄骨造 平屋建 (建物面積) 904.77 m <sup>2</sup>
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室・ほふく室 1室 102.06 m<sup>2</sup> ・調乳室 1室 4.86 m<sup>2</sup></li> <li>・保育室 5室 256.5 m<sup>2</sup> ・幼児用トイレ5室</li> <li>・遊戯室(ホール) 1室 126.3 m<sup>2</sup> ・調理室 1室 38.8 m<sup>2</sup></li> </ul>
設備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房</li> <li>・プール(屋外設備型)</li> <li>・蓄熱式床暖房(乳児室・ほふく室)</li> </ul>
屋外遊技場	・園庭 2000 m <sup>2</sup>

## □6 職員体制 (令和8年2月1日現在)

職 種	職員数	うち常勤	うち非常勤	うち有資格者数
園 長	1	1		保育士・幼稚園教諭 1
副 園 長	1	1		保育士・幼稚園教諭 1
主任保育士	1	1		保育士・幼稚園教諭 1
保 育 士	19	6	13	保育士・幼稚園教諭 19
保育補助員	2		2	
栄 養 士	1(兼)	1(兼)		管理栄養士 1
調 理 員	5	3	2	調理師 3
計	30	13	17	

## □7 保護者の負担

○保育料(利用者負担額)は登米市が決定します。

※市外の方が利用する場合は、居住地の決定額になります。

※納付書または口座振替で登米市へ納入していただきます。(納期：毎月25日)

○3歳以上児の給食費について(3歳以上児は保育料が無償ですが、給食費が発生します。)

【1号認定】※ 長期休業・土曜日除く

主食費(ご飯・パン代)：月額300円、副食費(おかず代)：月額2,900円

★ 預かり保育を通年利用する方は副食費月額3,600円

【2号認定】

主食費(ご飯・パン代)：月額500円、副食費(おかず代)：月額4,500円

○実費徴収負担額(令和7年度実績含む)

\* 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金(年額)：210円

\* 保護者会費：全園児 年間3,600円(5月頃集金)

\* クラス帽子：新入園児 1,200円

\* 絵本代：毎月450円程度 年齢により異なります。(0歳児～5歳児)

\* その他、園外保育行事の際に実費負担がある場合があります。

## □8 給食の提供

### 公立保育所・こども園の給食について

#### 1 給食の方針

食育の一環として給食を位置付け、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び心身の健全育成を図るため、発育・発達過程に応じた取組を進めます。

#### 2 食育目標

- (1) 「はやね・はやおき・あさごはん」を推進し、よい食習慣と健康な体をつくる
- (2) 栽培、収穫、料理等の体験や給食を通じて「食」への関心を高める
- (3) 地域の食材や地域に根ざした料理を取り入れ、食文化にふれる
- (4) 「食」に対する感謝の気持ちを育て、豊かな心を育む

#### 3 給食の配慮点

- (1) ごはん食を中心として、四季折々の野菜・果物を使用し、行事食を取り入れます。
- (2) 食文化の一つである天然だしを使用し、素材の持ち味を生かした「薄味」とします。
- (3) 地元の特産物や昔から伝わる家庭料理を積極的に取り入れます。
- (4) 給食や食に関する様々な体験を通して食べることの大切さや楽しさを感じられるよう配慮します。
- (5) 児童の年齢や個人差に応じて計画的・段階的に子どもたちに働きかけを行います。

#### 4 給食の提供内容

区分		午前のおやつ	昼食	午後のおやつ
離乳食	7～8か月頃	育児用ミルク	離乳食+育児用ミルク	育児用ミルク
	9～11か月頃	有	離乳食+育児用ミルク	有
	12か月頃	有	離乳食+育児用ミルク	有
3歳未満児		有	完全給食（主食+副食）	有
3歳以上児		無	完全給食（主食+副食）	有

\*土曜日などに簡易な給食を提供する場合があります。

\*育児用ミルクは12か月頃まで提供しますが、フォローアップミルクの提供は行いません。

#### 5 離乳食について

##### (1) 離乳食の内容

「授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）」（高齢労働省）を参考に、個人の状況を踏まえて保護者の皆様と相談しながら形状を調整し、提供します。

なお、アレルギー予防の観点から、給食で初めて食べる食材がないようご家庭で月齢に合わせて与えておいてください。

##### (2) 離乳食の提供期間

基本的には、生後7か月（2回食移行期）から開始し、13か月目までを離乳食とします。

(例) 4月生まれの場合、5月いっぱい離乳食となり、6月から幼児食に移行します。

(3) おやつ

食べる楽しみを味わってもらうため、9か月から果物や赤ちゃんせんべいなどを少量提供します。なお、12か月からプレーンヨーグルトを提供します。

(4) ヨーグルト・牛乳の提供

プレーンヨーグルトは12か月から、牛乳は幼児食への移行後(13か月)から提供しますので、あらかじめご家庭でアレルギー等の確認をしてください。

6 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーのため給食での食品除去が必要な場合は、基本的に一年に一度(除去の内容が変更になった場合は、その都度)医師が記入したアレルギー疾患生活管理指導表と除去食の依頼書等を提出していただくことで、対応を行います。ただし、除去の内容によっては、お子さんの安全を確保するためお弁当を持参いただく場合があります。

なお、お弁当を持参いただく場合、保育料は減額になりません。また、給食費については個別に相談となりますのでご了承ください。

7 その他

(1) 毎月、献立表と食育だよりを発行します。

(2) 調理及び給食に携わる者は、毎月腸内細菌検査を行っています。

(3) お子さんの食事での心配がある場合などは、クラス担任を通じてご相談ください。

## □9 教育・保育計画

クラス	目 標
0 歳児	・一人一人の生活リズムを大切にしながら、生理的欲求(食事・排泄・睡眠など)を満たし、安全で清潔な環境の中で過ごせるようにする。
1 歳児	・一人一人の気持ちを受け止め、安定した生活ができるようにする。
2 歳児	・基本的な生活習慣を身に付け、自分の思いを言葉で表現できるようになる。
3 歳児	・基本的な生活習慣を身に付け、楽しく生活する。 ・友達と関わる中で、一緒に遊ぶ楽しさを知る。
4 歳児	・環境に主体的に関わり、様々な学びを重ねながら、友達との関わりを広げる。
5 歳児	・いろいろな経験を通して、健康な心と体を養う。 ・友達と園生活を楽しみ、いろいろな遊びを意欲的に行うとともに基本的な生活習慣や態度を身に付ける。

## □10 年間行事予定

4 月	◎入園式 ・第1学期始業式 ◎保育参観(保護者会総会)
5 月	・健康診断(内科・歯科) ・春の交通安全教室 ・幼年消防任命式 ◎個人面談
6 月	・健康診断(尿検査) ・プール開き
7 月	・七夕会 ・第1学期終業式
8 月	・第2学期始業式 ・プール納会
9 月	・秋の交通安全教室
10月	◎運動会 ・健康診断(内科・歯科) 尿検査
11月	・米山文化祭参加
12月	◎生活発表会 ・クリスマス誕生会 ・第2学期終業式
1 月	・第3学期始業式 ◎保育参観・懇談会
2 月	・豆まき会 ・一日入園(新入園児) ・幼年消防退団式
3 月	・ひなまつり誕生会 ありがとうの会(バイキング給食) 修了式
毎 月	身体計測 避難訓練 【その他】 園外保育(歳児別) 老人施設交流 ALT 交流会 誕生会 不審者対応訓練 遊ぼう会 人形劇鑑賞会 小学校交流

◎は保護者参加行事です。

## □11 健康診断等

健康診断	年2回(5月・10月)、園医による健診(内科・歯科)を行います。 年2回3・4・5歳児は尿検査を行います。 健診や尿検査は年2回することが義務付けられています。
身体計測	毎月1回、身長・体重の計測を行います。 結果については、健康管理票に記録し、連絡帳に記載してお知らせします。

## □12 毎日の教育・保育の流れ

時間	未満児（0～2歳児）	以上児（3～5歳児）		
	3号認定	1号認定	2号認定	
7:30	登園 好きな遊び	登園	登園 好きな遊び	
8:30				
9:00	おやつ	各クラスの計画に沿った教育活動		
	各クラスの計画に沿った保育活動			
11:00	おむつ交換・排せつ	給食準備		
11:30	給食	給食		
12:00	おむつ交換・排せつ	降園準備	午睡準備	
12:30		降園	午睡	
13:00	午睡	※預かり保育あり		
13:30	おむつ交換・排せつ・おやつ			おやつ
15:00				
16:00				
18:30				

## □13 利用施設と保護者の連絡

- (1) 児童の保育中の状況や家庭での状況を相互連絡し合うために、リズム表や連絡帳を活用します。
- ・リズム表（0・1歳児）：体温、食事、排便や児童の様子をできるだけ詳細に記入します。
  - ・連絡帳（2～5歳児）：体調や遊び等児童の様子などお知らせしたいことを記入します。
- (2) 園だよりやクラスだよりの発行、保育室のホワイトボード等で連絡事項やクラスの様子をお知らせします。

## □14 入園時に必要な書類、保護者が用意するもの

- 入園時に必要な書類：児童調査票（病歴・予防接種記録・アレルギー等、家族状況・連絡先他） 食事調査票
- 全ての持ち物に名前を記入しましょう。
- 着脱しやすく、動きやすい服装で登園させてください。  
（フード付き上着やスカート、ワンピースなどは避けてください。また、ひもは外すか付いていないものをお願いします。）
- 異年齢のお子さんが生活をともにする施設です。ヘアゴムは誤飲等を防ぐ為、飾りが付いていないものをお願いします。ヘアピンはご遠慮ください。
- 布団は毎週金曜日に持ち帰り、日光消毒シカバーは洗濯して布団にかけ、月曜日に持ってきてください。（1号（預かり保育）、2・3号）

なまえを！



## 《 持ち物について 》

【0・1歳児】 お子さんが使う全てに油性マジックで大きく名前を書いて下さい。

着 替 え	下着と服（上下）・・・各3～4組 ※ロンパースなどの上下つながった服以外の物をお願いします。
レジ袋（10ℓサイズ）	汚れ物を入れます。袋に名前を記入し毎日フックに掛けていってください。 衛生面から毎日新しいものを用意ください。
ビニール袋（箱入り）	小さな汚れ物を入れます。ロッカーの中に入れてください。
ウェットティッシュ （3個1セット）	口の周りや手を拭くのに使用します。※クラスで集めたものを全員で使用します。 なくなったらクラスだよりでお知らせします。
コップ（幼児食の子）	毎日持ち帰り洗いますのでコップ袋を用意してください。
外 靴	クラスの下駄箱に入れておきます。毎週持ち帰り、きれいに洗ってください。（0歳児は状況を見て担任からお知らせします）
箱ティッシュ（3箱）	※クラスで集めたものを全員で使用します。なくなったらクラスだよりでお知らせします。
布 団	子ども用タオルケット、敷き布団（取り外しのできるカバーを付ける） ベビー毛布（季節に応じて）
おむつ、おむつ交換用 マット	おむつは8枚以上（1枚ずつに太マジックで名前を記入）。 おむつ交換用マット（防水性のもの）は洗濯できる袋に入れ、どちらも毎日洗濯・ 交換する。（エコバッグ等：縦（紐も含む）40～50cm×横25～30cm程度）
おしり拭き	取り出し口に蓋を付けてきてください。（ロッカーに予備を1つ入れておき、なくなったら補充）
食事用エプロン	市販の物で構いません。毎日洗濯して乾いた物（3枚）
か ば ん	布製の取っ手付きバッグ（32cm×42cmくらい）

【2歳児】 お子さんが使うもの全てに油性マジックで大きく名前を書いて下さい。

着 替 え	下着と服（上下）・・・各2～3組
レジ袋（10ℓサイズ）	汚れ物を入れます。袋に名前を記入し毎日フックに掛けていってください。 衛生面から毎日新しいものを用意ください。
ビニール袋（箱入り）	小さな汚れ物を入れます。ロッカーの中に入れてください。
ウェットティッシュ	口の周りや手を拭くのに使用します。※名前を記入して個人で使用します。 取り出し口に蓋を付けてきてください。（ロッカーに予備を1つ入れておき、なくなったら補充）
コ ッ プ	1個（毎日持ち帰り洗います）*コップ袋を用意してください。
外 靴	足のサイズに合ったズック靴（クロックス不可）
箱ティッシュ	1箱（名前を記入し個人ロッカーに入れ、なくなったら補充してください。）
布 団	子ども用タオルケット、敷き布団（取り外しのできるカバーを付ける） ベビー毛布（季節に応じて）
おねしょマット	敷布団カバーの中に敷いてきてください。
布パンツ	状況を見て担任からお知らせがあります。
おむつ	6枚程度・・・1枚ずつに太マジックで名前を記入（枚数は個人差あり）
おむつ交換用マット	おむつ交換用マット（防水性のもの）は洗濯できる袋に入れ、どちらも毎日洗濯・ 交換する。（エコバッグ等：縦（紐も含む）40～50cm×横25～30cm程度）
おしり拭き	取り出し口に蓋を付けてきてください。（ロッカーに予備を1つ入れておき、なくなったら補充）
か ば ん	リュックサック（キーホルダー等の飾りは付けしないでください。）
絵本バッグ	布製の取っ手付きバッグ（32cm×42cmくらい）

【3歳以上児】 お子さんが使う全てに油性マジックで大きく名前を書いて下さい。

着 替 え	下着と服(上下)・・・各2～3組 靴下・・・2足
レジ袋 (10ℓサイズ)	衣服が汚れた際に入れるレジ袋 2～3枚をロッカーへ入れてください。
ビニール袋(箱入り)	小さな汚れ物を入れます。ロッカーの中に入れてください。
ウェットティッシュ	口の周りや手を拭くのに使用します。※名前を記入し、取り出し口に蓋を付けて通園カバンに入れてください。
コ ッ プ	毎日持ち帰り洗いますのでコップ袋を用意してください。
水 筒	ひも付き、飲み口がついたもの(水かお茶を入れて持ってきてください)
外 靴	足のサイズに合ったズック靴(クロックス不可)
箱ティッシュ	1箱(名前を記入し個人ロッカーに入れ、なくなったら補充してください。)
布 団	子ども用タオルケット、敷き布団(取り外しができるカバーを付ける) ジュニア毛布(季節に応じて)
おねしょマット	おねしょをする心配のあるお子さんだけ(敷布団カバーの中に入れる) おねしょをした場合に入れる大きめのポリ袋をロッカーに入れてください。
箸と箸ケース	箸は木製か竹製のもので、出し入れしやすい箸ケースに入れてください。 *布製の巾着袋に入れてください。
か ば ん	リュックサック(キーホルダー等の飾りは付けしないでください。)
上靴・上靴入れ	バレシューズ等(毎週金曜日に持ち帰り洗います。)
パジャマ(4,5歳児)	自分で出し入れしやすい布袋に入れる。
絵本バッグ	布製の取っ手付きバッグ(32cm×42cmくらい)

◆全体で集めるもの

<各クラス共通>

- ・ぞうきん 2枚
- ・フェイスタオル 1枚
- ・箱ティッシュ 2箱
- ・取っ手付きレジ袋(No.30 約10ℓ)100枚綴り 1袋
- ・ひも付きビニール袋(12号) 1綴り



※いずれも名前は書かないでください

\*4月8日(水)までお持ちください。



## □15 利用の終了に関する事項

右記の場合は、保育の提供を終了します。

- ・児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める保育を必要とする事由に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

## □16 利用に際し留意していただきたいこと

(1) 登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

- 朝 37.5℃以上ある場合は登園を控えて、様子を見てください。
- 保育中に発熱(37.5℃以上)・下痢・嘔吐・歯痛など体調が悪い場合は、連絡しますので迎えをお願いします。37.5℃未満でも食欲がなかったり、熱性けいれんを起こしやすいお子さんの場合には連絡をします。
- 緊急連絡先の電話番号を3か所までお知らせください。(変更の場合は速やかにご連絡ください)  
また、必ず繋がる番号を届け出てください。
- 小児ぜん息・ひきつけ・熱性けいれん・ヘルニア・アレルギー・脱臼・じんましん・薬品にまけやすい等、持病のあるお子さんは面談の際にお知らせください。またその際、家庭で行っている応急手当ての仕方もお知らせください。
- 衣服・皮膚・頭髮・爪等は常に清潔にしてください。
- 家庭での排便は精神的に安定感を与えますので、毎日家庭で済ませるよう習慣付けましょう。  
排便の状態は、健康状態を判断する目安となります。よく観察し、異常がある場合は保育士等にお知らせください。
- パンやお菓子など、食べながらの登園はさせないでください。
- 集団生活なので、多少のケガやすり傷などはご了承ください。
- 予防接種後は安静をとり、ご家庭で様子を見ていただくようにご協力をお願いします。



(2) 投薬について

医療行為に当たるため原則行えません。止むを得ずこども園での服用が必要な場合は、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき対応することができます。(資料1)

①こども園に置いてある「与薬依頼票」(資料2)に指定時間や用途等を記入し、「薬剤情報提供書」を添えて直接職員に手渡してください。

②袋や容器には必ず1回分のみの薬を入れ、お子さんの名前を明記してください。

①と②がそろっていない時は投与できないこともありますので気を付けてください。

※市販の薬、座薬、解熱剤、鎮痛剤は受け付けませんのでご了承ください。



(3) 子どもに多い感染症について

学校保健法では、感染症にかかった時は出席を停止しなければならないことを定めていますが、こども園もこれに準じています。

次ページの病気に罹患した場合には、こども園から「登園届について」(資料3)の用紙をお渡しします。登園する時は医師の許可を得てから「登園届」に保護者が記入して提出してください。

※医師の診断書は必要ありません。

## ＜特に注意すべき感染症＞

麻しん	流行性角結膜炎
インフルエンザ	百日咳
風しん	急性出血性結膜炎
水痘（水ぼうそう）	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腸管出血性大腸菌感染症
結核	新型コロナウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	

## ＜注意すべき感染症＞

溶連菌感染症	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス　ロタウイルス　アデノウイルス等）
ヘルパンギーナ	RSウイルス感染症
マイコプラズマ肺炎	帯状疱疹
手足口病	突発性発しん
伝染性紅斑（りんご病）	

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版) とも家庭庁 2018（平成30）年3月(2023(令和5)年5月一部改訂(2023(令和5)年10月一部修正)」より

### □17 緊急時の対応

- (1) 保育中にけがや容体の急変などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先順に連絡をし、主治医あるいは園医への連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者や緊急連絡先との連絡が取れない場合は、児童の身体の安全を優先させ、当施設が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

囑託医	氏名	登米市民病院小児科	電話
	所在地	登米市迫町佐沼字下田中25	0220-22-5511
救急隊	管轄消防署名	登米市消防署 南出張所	119番通報
	所在地	登米市豊里町十丁田1-3番地	電話 0225-76-4119
警察署	管轄警察署名	佐沼警察署（米山駐在所55-2110）	110番通報
	所在地	登米市迫町佐沼中江5-11-5番地	電話 0220-22-2121

### □18 非常災害時の対応

- 震度5弱以上の大規模地震や洪水が発生した場合、その他災害時（風水害、Jアラート発令時等）状況に応じて保護者のお迎えをお願いします。（登米市保育施設統一基準）
- 子どもの安全に関わる緊急事態が生じた場合の情報伝達をする『連絡メールシステム』に登録をお願いします。
- 火災及び地震を想定した避難訓練を毎月実施します。
  - \*第1避難場所：こども園 園庭
  - \*第2避難場所：職員駐車場
  - \*災害時避難場所は、米山公民館になります。
- この他にも、Jアラート対応避難訓練や、災害時引渡し訓練などを実施します。

## □19 児童の環境を守るための対応

家庭内において、DV や虐待などの恐れがあると感じられた際は、当施設から市や県の関係機関へ通報することがありますので、あらかじめご了承ください。

## □20 教育・保育内容に関する相談・苦情

施設利用における苦情・ご意見・ご要望については、苦情受付担当者または第三者委員までお申し込みください。  
(令和8年2月1日現在)

相談・苦情受付担当者	及川 美緒 (副園長)	電話 0220-55-3790
相談・苦情解決責任者	笹原 洋理子 (園長)	電話 0220-55-3790
第三者委員	沼倉 卓郎 (登米市民生委員児童委員協議会長)	電話 0220-34-5547
	千葉 幸弘 (登米市民生委員児童委員協議会副会長)	電話 0220-45-2517
	河内 正治 (登米市民生委員児童委員協議会主任児童委員)	電話 0220-52-2265

## □21 賠償責任保険の加入

登米市では、施設の管理下の事由による負傷・疾病などの災害に対処するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する「災害救済給付制度」に加入しています。

- ・初診から治癒までの医療費総額が500点(5,000円)以上の場合に対象となります。
- ・給付金額は、医療費総額の3割(自己負担分)に付加支給分の1割を加えた金額となります。  
ただし、乳幼児医療費助成該当分は対象外のため、医療費受給者は1割のみの給付となります。
- ・その他の見舞金等もあります。

## □22 個人情報の取り扱い

保育を提供する上で知り得た児童、保護者及び家族の情報を秘密として扱い、次の目的の場合を除き、同意なく第三者への提供はいたしません。

- ・児童の保育、健康・安全管理
- ・法令に基づく要請
- ・保育提供について他の機関との連携
- ・個人を特定しない統計データ活用
- ・未納額の請求、徴収

## □23 重要事項に対する同意

本書の内容及び個別の施設利用内容に対して同意をいただくことで、当施設を利用していただけます。

### \* その他 \*

- 登園時には必ず名札をつけてください。
- 登園時には運動靴を履いて登園させてください。サンダルやクロックスは危険が伴いますので、履かせないようにしてください。
- 住所、保護者の職場、健康保険証、電話番号、家族構成等に変更が生じた場合は、すみやかにこども園に連絡願います。
- こども園からの諸連絡については、おがスマメール、園だより、クラスだより、給食だより、献立表、各クラスのホワイトボードへの掲示等の方法で行いますので必ずご覧ください。

保護者の皆さんへ

登米市公立保育所・こども園

### 保育所・こども園でのくすりの取り扱いについて

1. お子さんのくすりは、本来は保護者が来所（園）して与えていただくのですが、緊急やむをえない理由で保護者が来所（園）できないときは、保護者と保育所・こども園で話合いのうえ、担当者が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期するため「与薬依頼票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して職員に手渡していただきます。なお、「与薬依頼票」は保育所・こども園に保管しますので必ず使用後は戻してください。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育所・こども園としては対応できません。
4. 座薬・解熱剤・鎮痛剤の使用は、原則として行いません。
5. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、国の保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
6. 持参するくすりについて
  - ① 医師が処方したくすりには必ず、「与薬依頼票」・「薬剤情報提供書」を添付してください。
  - ② 使用するくすりは1回分ずつに分けて、当日分のみご用意ください。  
\*アレルギーの緊急対応のくすりの依頼については保育所・こども園にご確認ください。
  - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育所・こども園に在園していることと、施設では、原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

与薬依頼票(保護者記載用)

- \*くすりは必ず保育教諭に手渡し、受け取った際に確認させていただきます。
- \*1回分のくすりを容器に入れ、クラスと名前も記入ください。
- \*薬剤情報提供書(処方箋)も添付してください。(処方期間が過ぎた薬は与薬できません)
- \*この与薬依頼票は、こども園に保管しますので使用後は戻してください。
- \*ボールペンでの記入をお願いします。\*この用紙はコピーしないでこども園に申し出てください。

依頼日	令和 年 月 日 ( )	依頼先	登米市 米山こども園
依頼者	( )組 <b>園児氏名</b> 保護者氏名	(男・女)	
病院名	病院・医院		
病名(症状)			
投与期間 (医師の指示する期間)	飲み始め 令和 年 月 日 (朝・昼・夕) ~	飲み終わり 令和 年 月 日 (朝・昼・夕)	
投与時間	昼食前・昼食後・その他( )		
保管	室温・冷蔵庫・その他( )		
剤型・数量	粉( 包)・液(シロップ)・錠剤( 粒)・外用薬(ぬり薬・目薬)		
くすりの内容	抗生物質・咳止め・整腸剤・かぜ薬・外用薬( )・その他( )		
投薬方法	そのまま飲む・水に溶く・その他( )		

	(家庭)	(保育所・園)			(家庭)
	依頼者	受取者サイン	投与時刻	投与者サイン	保護者確認サイン
月 日( )			:		
月 日( )			:		
月 日( )			:		
月 日( )			:		
月 日( )			:		
月 日( )			:		

## 登所（園）届について

保育所・こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

入所児がよくかかる下記の感染症については、医師の診断に従い、登所（園）届の記入・提出をお願いします。なお、集団生活に適応できる状態に回復してから登所（園）するよう、ご配慮ください。

## ○特に注意すべき感染症

麻しん	流行性角結膜炎
インフルエンザ	百日咳
風しん	急性出血性結膜炎
水痘（水ぼうそう）	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腸管出血性大腸菌感染症
結核	新型コロナウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	

## ○注意すべき感染症

溶連菌感染症	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス ロタウイルス アデノウイルス等）
ヘルパンギーナ	RSウイルス感染症
マイコプラズマ肺炎	帯状疱疹
手足口病	突発性発しん
伝染性紅斑（りんご病）	

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）こども家庭庁 2018（平成30）年3月（2023（令和5）年5月一部改訂（2023（令和5）年10月一部修正）」より

きりとせん

## 登所（園）届（保護者記入）

所（園）長 あて

組 児童名

令和 年 月 日病名「 」と診断され、  
医療機関名「 」において、令和 年 月 日  
病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されたので登所（園）いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

